

NPO法人川に学ぶ体験活動協議会の基金創設について

1. 趣旨

NPO法人川に学ぶ体験活動協議会では、平成12年9月の発足以来、川に学ぶ社会づくり形成に向けた活動の重要な柱として、川に学ぶ体験活動に関わる調査研究や普及啓発、川に学ぶ体験活動指導者の養成、子どもの水辺安全講座に力を入れてきました。

しかしながら、これらの活動に要する資金の確たる裏づけが無く、これまで前年度の繰越金や毎年度申請する助成金事業へ申請して予算を確保してきたのが実情であり、このための活動が不安定なものとならざるを得ませんでした。

現在、平成9年の河川法改正後、川に学ぶ社会づくりに向けての取組みは緒に付いたばかりであり、今後更に取組み地域を増やすとともに中長期的に取組みをしていくことが必要です。その為には、何よりも資金の安定的確保が肝要であります。

よって、「川に学ぶ体験活動」の普及啓発及び指導者養成の拡充や調査研究に資する「川に学ぶ体験活動研究基金」を創設し、その活用により当法人の公益事業の発展に資するものです。なお、基金の造成にあたっては、当法人の前年度繰越金の内、200万円を充当するものであります。

2. 基金の造成と運用

この基金は「川に学ぶ体験活動」の普及啓発及び指導者養成の拡充や調査研究に対して、その安定的な資金を確保するものであり、今回200万円を造成し、目標1億円を造成するものです。

この基金の管理、運用については別途定める規定によるものとします。

川に学ぶ体験活動研究基金

(総則)

第1条 特定非営利活動法人川に学ぶ体験活動協議会(以下「法人」という。)が行う、「川に学ぶ体験活動」の普及啓発及び指導者養成の拡充や調査研究を展開することを目的に、その資金を安定的に確保するため、川に学ぶ体験活動研究基金(以下「研究基金」という。)を設置するものとし、その構成及び管理については、この規程に定めるところによる。

(基金の構成)

第2条 研究基金は、定款第 49 条の資産のうち、理事会で繰り入れることを議決した財産をもって構成する

(運用益の用途)

第3条 研究基金に係る運用益は、法人が行う調査研究に要する経費に充てるものとする。

(基金の管理)

第4条 研究基金は、定款第 50 条の規程により管理する。

(基金の取り崩し)

第5条 研究基金を取り崩す場合には、理事会の議決を要する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、調査研究基金の管理、運用について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から適用する。